

博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員 (主査) _____ 齋藤照子



学位申請者 トゥナンダー (Thu Nandar)

論文名 Characteristics of Land-mortgage Contracts in the 18th -19th Century Myanmar Society: An Analysis based on *Thek-kayits* Manuscripts

結論

トゥナンダー
Thu Nandar氏から提出された博士学位請求論文 “Characteristics of Land-mortgage Contracts in the 18th -19th Century Myanmar Society: An Analysis based on *Thek-kayits* Manuscripts” について、論文審査と口述による最終審査の結果、審査委員会は全員一致して博士(学術)の学位を授与するにふさわしい研究であるとの結論に達した。

なお、審査委員会は、齋藤照子を主査に、副査としてビルマ史資料研究の専門家として伊東利勝愛知大学文学部教授を学外からお迎えし、学内からは臼井佐知子、吉田ゆり子、土佐桂子の三氏を加えた5名で構成された。

論文の概要と構成

本論文は、3回におよぶ現地調査によって中部ビルマ、メイティーラ地方から収集した18-19世紀の在地位文書テッガイッ(テッガイッという言葉の冒頭におく、借金証文、売買契約、遺産分割約定、訴訟関連文書などの文書の総称)364点を主たる資料として用い、当時地方社会で広く行われていた借金契約、とりわけその大多数を占める農地質入契約の実態と特徴を明らかにし、それを通じて後期王朝社会の構造変化を地方レベルから実証しようと試みたものである。方法的には、一次資料テキストの精緻な読解を通して、当時の慣行を再構成するというオーソドックスな文献史学の立場を踏襲している。

論文は、序論と結論の間に以下の4章をおいて構成されている。

第一章では、18-19世紀のメイティーラ地方の王朝社会における位置が、その住民構成、統治システム、主要な経済活動の諸点から示されたのち、テッガイッの歴史資料としての性格、同地方から収集されたテッガイッのテキスト内容による分類、およびその年代分布が示される。

第二章では、借金証文に債権者、債務者、文書作成者、書記、証人、貨幣鑑定者、同

計量者、仲介者として登場する人々の役割とその属性の考察が行われる。ビルマ王朝社会の土地質入契約は、行政権力への届け出とその認証を必要とせず、私人の間の契約として完結しており、契約の有効性を保障するものは、証文の作成に立ち会う証人の存在であった。トゥナンダー氏は、証人として、パゴダ建立施主をはじめとする施主（ダガー）あるいは「僧侶の父」など、宗教（仏教）に関連する称号・呼称の保持者が少なからず登場することに着目し、施主の称号が、富の指標であると同時に、社会的尊敬、信頼の指標でもあったと指摘する。すなわち、借金契約や土地質入という経済取引において宗教にもとづく影響力が大きな意味を有していたと論じる。

第三章では、メイッティーラの文書群の中には、17-18世紀初頭の勅令などに頻繁に言及されている人身抵当の事例が発見されず、借金担保として使用されるのはもっぱら水田を中心とする農地であったことを示した上で、農地を担保とする借金の内容が検討される。農地質入契約の大多数は、用益権つき抵当を内容としており、農地の使用权が債権者に移動するもので、氏はこれが借金利息に相当していたと指摘する。一方で、質地小作（土地所有者=債務者が耕作を続け、収穫の一部を利息として債権者に納める）の形態も少数だが並存していることが示される。

またひとつの農地の所有者として多数の人物が文書にしばしば登場することが指摘され、均分相続が実際に行われ、農地に対する権利関係が極めて複雑な状態にあったことが指摘される。

第四章においては、農地を巡って生じた訴訟を取り上げ、判決文を中心とする訴訟関連文書にもとづき、農地訴訟がどのような原因によって生じたかを解明する。第三章で見た農地の頻繁な質入、そして均分相続制度から来る土地に対する複数の権利者の存在、さらに質地の請戻し期限を無制限とする慣習によって、土地を媒介とする貸借関係が子孫の代にひきつがれ、双方の子孫の間に記憶の齟齬が生じることが紛争を導く原因となっていることが、明らかにされる。従って農地をめぐる訴訟は共同相続人の間、あるいは債権者と債務者の子孫の間において発生する比率が高いことが具体的な事例によって示される。次にこうした訴訟を解決するメカニズムを考察し、こうした民事訴訟は、ほとんど調停によって解決が図られ、紛争の当事者が合意に至る道筋を示すというのが、当時の紛争解決システムであったとする。

以上の行論により、氏は後期王朝社会において、借金と農地質入が庶民の間に広汎に行われるようになり、その中で土地と人々の関係は、徐々に変化し、土地は商品という属性を身にまとうようになった、メイッティーラの農地質入証文は、こうした変化の初期の様相を伝えるものであると結論する。

審査の概要と評価

審査委員会は、一致して、次の点を高く評価した。

- ① 僧院、大学、個人の家に散在し、多くが消失しつつある原典資料を、現地調査を重

ねて発掘収集したこと、および収集した 364 点の原典テキストをすべて、英語に翻訳し、添付資料として提出していること、これらは氏がこの研究に投入した多大な時間と努力をよく示すもので、同時に氏がビルマ近世文書の読解において高い能力を身につけている証左でもある。

- ② 中部ビルマの一地方を対象として、大量の文書テキストから、当時、広汎に行われていた農地を担保とする借金の様態と特徴を具体的に提示し、借金を媒介として農地の性格の変化が進行していたことを明らかにした本論文は、在地文書資料に依拠して近世社会の動態を描いた先駆的な作品であり、ビルマ近世史研究の新たな方向と可能性を示したものといえる。

一方で、疑問あるいは批判的コメントも各委員から以下のとおり提出された。その主なものは以下の 4 点である。

- ① 借金慣行などの具体的様態はよく説明されているが、その背景にある社会の構造的変動についての分析が不十分に感じられる。
- ② ビルマにおける農地質入証文の性格を明らかにするため、明、清代の中国の事例が参照され、比較の対象とされているが、氏が典拠としている H 氏による英文研究書は、必ずしも適切な参考文献とは言えず、これをもって中国の例とすることはできない。
- ③ 本論文で、用益権付き抵当と解釈されている借金形態は、ファーニヴァルの言う抵当小作として解釈されることによって、より説得的に理解できるのではないか。
- ④ 200 年前後の時を経て現存している資料をどのように位置づけるか。古い時代のものほど消失の可能性が高く、残存資料の点数から、特定現象の出現頻度を考えることはできない。またビルマの文書資料が僧院に多く残されているのはなぜか。

これらの疑問、批判は、本論文の学術性を否定するものとしてではなく、今後のより高い達成を期待して行われた提言であり、こうした疑問や批判に対する口述試験での応答は、氏自身がこれらの指摘された諸点をよく自覚しており、論文提出後もたゆみなく研究の深化を図っていることを思わせる適切なものであった。以上の判断により、審査委員会は全員一致して上に述べた結論に到達した。